第

6028

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 8月 27日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 賃上げ・投資促進税制

A:次のような内容です。

【解説】

平成30年の税制改正で創設された、賃上 げ・投資促進税制とは、これまでの所得拡大 促進税制が改組されたもので、青色申告法人 が平成30年4月1日から平成33年3月31日ま での間に開始する各事業年度において、国内 雇用者に給与を支給する場合に、次の①から ③の要件を満たすときは、給与等支給増加額 の15%相当額の税額控除が認められ、さらに④ の要件を満たすときは20%の税額控除が認め られるという制度です。

- ①雇用者給与等支給額>比較雇用者給与等支 給額
- ②(継続雇用者給与等支給額-継続雇用者比較給与等支給額)÷継続雇用者比較給与等支給額≥3%
- ③国内設備投資額≥当期償却費総額×90%
- ④(教育訓練費の額-比較教育訓練費の額)÷ 比較教育訓練費の額≥20%

なお、この取扱いは中小企業者等以外に適用され、中小企業者等については、上記②の率が1.5%以上の場合に適用があり、さらに一定の要件を満たす場合には、10%上乗せ措置を受けられるという制度になっています。







